

西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会設置要綱

第1 設置

西東京市における特別支援教育の更なる推進を図ることを目的とした計画の策定に必要な事項を検討するため、西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 特別支援教育を推進する基本方針に関すること。
- (2) 特別支援教育を推進する基本方針に基づく具体的な計画内容に関すること。
- (3) その他教育長が必要と認めること。

第3 組織

懇談会は、次に掲げる委員15人以内で構成し、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 西東京市内の幼稚園長 1人
- (3) 西東京市内の保育園長 1人
- (4) 東京都立特別支援学校長 1人
- (5) 西東京市立小学校長 1人
- (6) 西東京市立中学校長 1人
- (7) 小学校児童の保護者で、西東京市に在住するもの 1人
- (8) 中学校生徒の保護者で、西東京市に在住するもの 1人
- (9) 教育部教育指導課長 1人
- (10) 教育部統括指導主事 1人
- (11) 教育部教育指導課指導主事 1人
- (12) その他教育長が必要と認める者 3人以内

第4 任期

委員の任期は、第2に規定する所掌事項の協議及び検討の結果を教育長に報告する日までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 座長及び副座長

懇談会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定め、副座長は委員の中から座長が指名する。
- 3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

懇談会の会議は、座長が招集する。

2 座長は、懇談会において会議の議長となる。

3 懇談会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

第7 意見の聴取等

座長は、必要と認めるときは、懇談会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

第9 報酬

懇談会の委員（西東京市職員定数条例（平成13年西東京市条例第17号）第2条に定める職員及び学校の教職員である者を除く。）が懇談会の会議に出席したときは、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

第10 庶務

懇談会の庶務は、教育部教育指導課において処理する。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。